

令和6年能登半島地震で人的・住家被害を受けられた方へ 義援金(県分) 第一次配分のお知らせ

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により被災された方に対して、国内外の皆様から寄せられた義援金を、次のとおり配分いたします。

※義援金は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会に寄せられたものです。

全住民一律5万円の配分は、石川県に申請をお願いします。
申請方法等は、県にお問い合わせください。(0120-102-829)

1. 配分対象及び配分金額

令和6年能登半島地震により下表の被害区分に該当した場合、被災時に居住していた市町へ申請することができます。

被害区分	対 象	申請の方法	配分金額
人的被害	死者・ 行方不明者 町に住民登録があり、死亡した 事実が死亡診断書等により証明 された方(災害関連死含む) ※震災後3か月間その生死が分から ない行方不明者は、死亡したと推定し、 「死者」の扱いに準ずる	災害弔慰金の対象となった 遺族に配分します 申請は不要	20万円/人
	重傷者 1か月以上の治療を要する負傷 を負った方 ※被災後の後片付け作業中に骨折し たなどの2次被害は対象外	<u>負傷した本人が申請</u>	10万円/人
住家被害	全 壊 罹災証明書で「全壊」と認定され た世帯	被災者生活再建支援金を	20万円/世帯
	大規模半壊 罹災証明書で「大規模半壊」と認 定された世帯	◎ 申請した世帯は 申請は不要	15万円/世帯
	中規模半壊 罹災証明書で「中規模半壊」と認 定された世帯	◎ 申請がまだの世帯は	10万円/世帯
	半 壊 罹災証明書で「半壊」と認定され た世帯	<u>世帯主が申請</u>	5万円/世帯

※人的被害と住家被害は重複して申請することができます。

<裏面に続く>

2. 申請時に必要な書類

(1)令和6年能登半島地震災害義援金配分申請書

(2)添付書類

① 重傷を負った方

- 医師の診断書の写し ※発行にかかる費用は個人負担となります。

② 住家に被害を受けた方

- 罹災証明書の写し
- 被害を受けた住家に住民登録がない場合は、居住していたことを証明する書類
(世帯主名義の水道・電気等の料金明細、家屋の賃貸契約書等)
- 「みなし全壊」で申請する場合は、解体証明書の写しまたは滅失登記済みの登記簿謄本

③ 通帳の写し または キャッシュカードの写し

- ・ 振込先の口座番号・名義人のフリガナ表記が記載されているページをコピーしてください。
- ・ 申請者と振込口座名義が異なる場合は、申請書裏面の委任状を記入し、提出してください。

3. 申請方法

(1)窓口 場所： 役場 1 階 101 会議室

時間： 午前9時～午後5時（土日祝も受け付けます）

(2)郵送 上記2(申請時に必要な書類)をお送りください。

あて先：〒927 - 8601

石川県鳳珠郡穴水町字川島ウの 174 議会事務局

4. 注意事項

今後の義援金受入れ状況に応じ、追加配分がある場合は、同じ口座に振り込みます。

(再度の申請は必要ありません。)

5. 問い合わせ先

(1)配分対象及び配分金額に関すること

義援金配分委員会事務局(石川県健康福祉部企画調整室)

電話： 076-225-1412

(2)申請手続きに関すること

① 穴水町会計課

電話： 0768-52-3690

② 穴水町議会事務局

電話： 0768-52-3700